

## 議案第117号

### 大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第40条第1項及び第2項、第41条、第42条第1項並びに第42条の2」を「第40条から第42条の2まで」に改め、同条第3号中「第106条（第1項第3号及び第7項を除く。）、第107条及び第108条（第4項を除く。）」を「第106条から第108条まで」に改める。

第7条第1号中「、第5条（第2項及び第6項を除く。）、第6条、第7条第1項、第8条」を削り、同条第6号中「（指定療養通所介護（指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を除く。）」及び「、第93条（第1項第3号及び第8項を除く。）、第94条、第95条（第5項を除く。）、第96条」を削り、同条中第7号を次のように改める。

#### (7) 削除

第8条第6号中「（指定療養通所介護を除く。）」を削り、同条中第7号を次のように改める。

#### (7) 削除

第9条第6号中「（指定療養通所介護を除く。）」を削り、同条中第7号を次のように改める。

#### (7) 削除

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等  
を定める条例（抄）

（基準該当居宅サービスに関する基準）

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準該当居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 基準該当訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第40条第1項及び第2項、第41  
**から**

条、第42条第1項並びに第42条の2まで並びに指定居宅サービス等基準第43条において準用する指定居宅サービス等基準第4条、第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第20条（第1項を除く。）、第21条から第24条まで、第26条、第27条、第28条第1項及び第3項、第29条、第30条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで並びに第39条第1項並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第40条第3項及び第42条第2項

(2) 省 略

(3) 基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第106条（第1項第3号及び第7項を除く。）、  
**から**

第107条及び第108条（第4項を除く。）並びに指定居宅サービス等基準第109条において準用  
**まで**

する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2、第38条、第52条第1項、第92条、第96条（第1項を除く。）、第97条から第104条の2まで及び第104条の3第1項並びに平成27年改正省令附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第106条第1項第3号及び第7項並びに第108条第4項

(4)－(5) 省 略

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第7条 法第74条第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定居宅サービス等基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）

指定居宅サービス等基準第4条、第5条（第2項及び第6項を除く。）、第6条、第7条第1項、第8条から第27条まで、第28条第1項及び第3項、第29条から第38条まで並びに第39条第1項並びに平成27年改正省令附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第5条第2項及び第5項並びに第7条第2項

(2)－(5) 省 略

(6) 指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）

（指定療養通所介護（指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を除く。） 指定居宅サービス等基準第92条、第93条（第1項第3号及び第8項を除く。）、第94条、第95条（第5項を除く。）、第96条から第104条の2まで及び第104条の3第1項並びに指定居宅サービス等基準第105条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第36条の2まで、第38条及び第52条第1項並びに平成27年改正省令附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号及び第8項並びに第95条第4項

(7) 指定療養通所介護 指定居宅サービス等基準第105条の2から第105条の13まで、第105条の  
**削除**

14（第5項を除く。）、第105条の15から第105条の17まで、第105条の18第1項及び第105条の  
19

(8)－(16) 省 略

(指定居宅サービスに係る管理者の責務)

第8条 指定居宅サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1)－(5) 省 略

(6) 指定通所介護（指定療養通所介護を除く。） 省 略

(7) 指定療養通所介護 指定居宅サービス等基準第105条の8から第105条の13まで、第105条の  
**削除**

15から第105条の17まで、第105条の18第1項及び第105条の19

(8)－(16) 省 略

(指定居宅サービスに係る記録の整備)

第9条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定居宅サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)－(5) 省 略

(6) 指定通所介護（指定療養通所介護を除く。） 省 略

(7) 指定療養通所介護 指定居宅サービス等基準第105条の18第2項各号に掲げる記録  
**削除**

(8)－(16) 省 略